

○共同相続と登記

出典等：最判昭38・2・22民集17・1・235、判時334・37

参照：民898・177

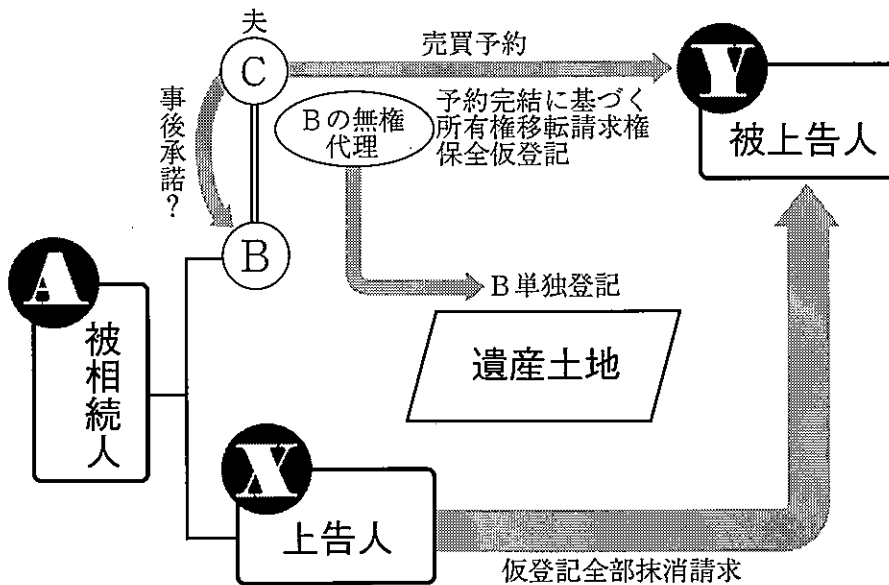
キーワード：共同相続と登記、相続の対抗要件

POINT

共同相続人の一部が、勝手に遺産不動産を第三者に売却して移転登記を経由した場合、他の相続人は自己の相続持分を登記なしに対抗できるが、右第三者に登記の全部抹消を求めることはできない。

CASE

？ XはYに登記の全部抹消を請求できるか



- Aが死亡して遺産である土地はBとXとが各2分の1の割合で相続した。
- Bの夫CはXに無断で遺産土地についてB単独取得の登記をした。
- その後Cは、B名義でYから金融を得ると共に担保の趣旨で本件土地の売買予約をなし予約完結に基づく所有権移転請求権保全の仮登記を経由した。
- XはYに仮登記全部の抹消請求をした。

上告人(X)の主張

CがB名義でなした売買予約および所有権移転請求権保全仮登記はXBに無断でなしたものであるから無効であり仮登記の全部抹消を求める。

被上告人(Y)の主張

CがB名義でなした売買予約、予約完結に基づく所有権移転請求権保全仮登記は少なくともBの承諾のもとになしたものであり、共有者の一人であるXに無断でなしたからといってXが登記の全部抹消を求めるのは不当である。

第2審(名古屋高裁)の判決

本件の売買予約およびそれに基づく仮登記について、CはBの事後承諾を得たものと認められる。そうすると、Bの持分についての仮登記は有効であり、全部の抹消を認めると後日Bの持分について再度仮登記をするまでの間にBが持分を処分しYは不測の損害を受ける虞れがあるから、結局本件ではXの持分に関する仮登記のみを抹消する意味で更正登記を命ずるのが相当である。

判 決

相続財産に属する不動産につき単独所有権移転の登記をした共同相続人中のBならびにBから単独所有権移転の登記を受けた第三取得者Yに対し、他の共同相続人Xは自己の持分を登記なくして対抗しうるものと解する。Yの登記はXの持分に関する限り無権利の登記であり、登記に公信力なき結果、YもXの持分に関する限りその権利を取得するに由ないからである。そして、Xが、その共有権に対する妨害排除として、登記を実体的権利に合致させるためBYに対し請求できるのは、所有権取得登記の全部抹消登記手続ではなく、Xの持分についてのみの一部抹消(更正)登記手続でなければならない。けだし右移転登記はBの持分に関する限り実体関係に符号しており、またXは自己の持分についてののみ妨害排除の請求権を有するに過ぎないからである。

MEMO

相続と登記については、まず、相続による物権の取得それ自体に登記は必要とされません。次に、相続開始前に被相続人が第三者に物権を移転していたが未登記のまま相続が開始した場合、相続人は被相続人の地位を承継するのですから、右の第三者とは対抗関係には立たず、第三者は登記なしに相続人に対して権利主張できます。問題は、本件のような共同相続の場

合に生じます。相続開始後遺産分割前に共同相続人の一人が勝手に自己に単独登記をし、さらに第三者に売却をして登記も移転してしまった場合です。

共同相続人は単独で相続共有登記ができますから、そのような登記をしていなかったのは相続人の手落ちであるともいえますし、第三者は相続が単独相続であったのか共同相続であったのかは戸籍でも取り寄せない限りわかりませんから、取引の際に戸籍まで確認することを第三者に求めるべきかも問題です。そうすると、実質的観点からは、このような場合を対抗問題と同様の処理をすることも理由がない訳ではありません。しかし、理論的にいえば、共同相続人は、他の共同相続人の持分については無権利ですから、登記に公信力がない以上、自己の相続分を超える持分を第三者に移転しても第三者が権利を取得することはないことになります。本判決は、この当然の理論によったものです。共同相続人が相続登記をせずに放置していたこと等に基づき第三者を保護すべき特段の事情がある場合には、民法94条2項や一般の外観法理によって保護される余地があると思われれます。

CHECK

- 相続分の譲渡には対抗要件は不要とした事例
(東京高決昭28・9・4高民6・10・603、判時14・16)
- 他の相続人の相続放棄によって自己の本来の相続分を超える持分を取得した場合は登記不要とした事例
(最判昭42・1・20民集21・1・16、判時476・34)
- 遺産分割による不動産の取得には登記を要するとした事例
(最判昭46・1・26民集25・1・90、判時620・45)

○非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1としたのは憲法14条1項に違反する

出典等：最決平25・9・4裁時1587・1、判時2197・10

参照：民900④ただし書、憲14I

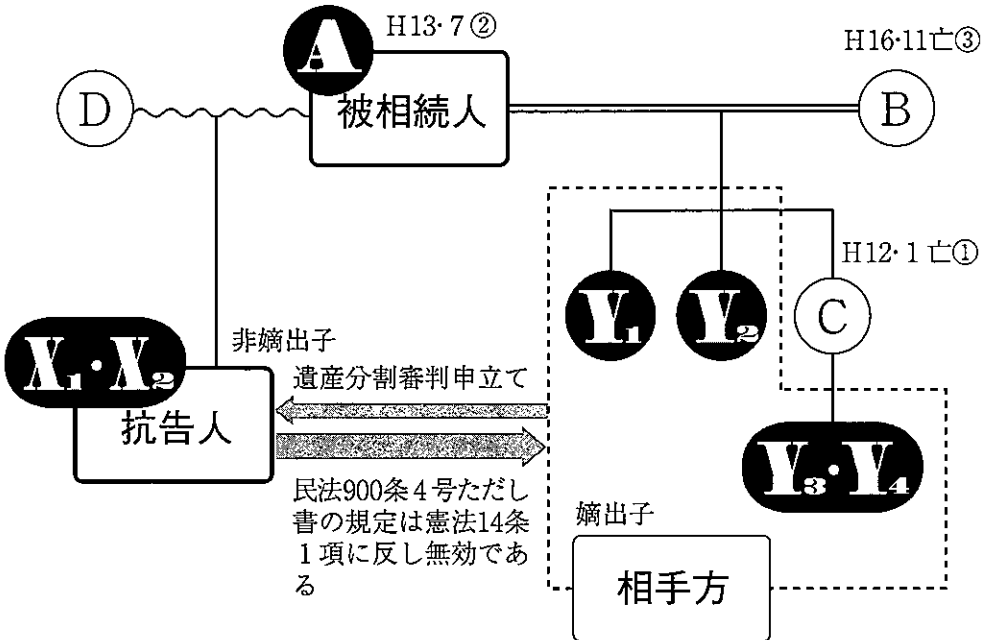
キーワード：非嫡出子の相続分、憲法14条1項

POINT

- 1 民法900条4号ただし書前段の規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していた。
- 2 本決定の違憲判断は、平成13年7月当時から本決定までの間に開始された他の相続につき、民法900条4号ただし書前段の規定を適用してされた遺産分割審判等の裁判、遺産分割協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼさない。

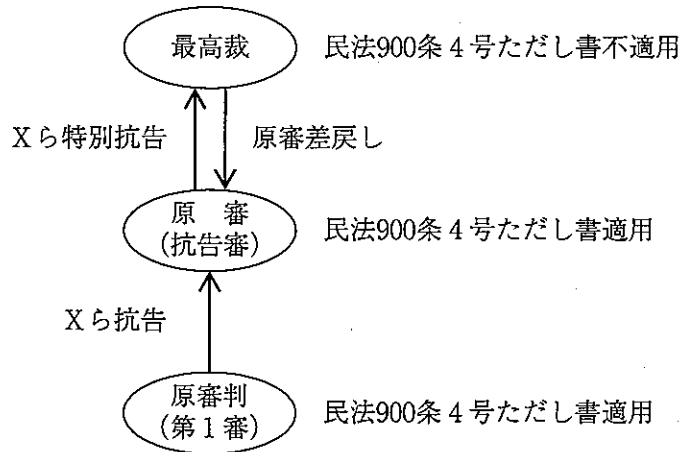
CASE

？ Xらの法定相続分をYらの2分の1としてなされた遺産分割審判は有効か



相続事例三四

三〇八



- Aが平成13年7月に死亡して相続が開始した。
- Aの相続人は妻B、いずれも子であるY₁、Y₂、Aより先に死亡していた子Cの子（Aの孫）であるY₃、Y₄（いずれも代襲相続人である。）である。
- ところが、Aには婚外子であるX₁、X₂がいた。
- その後、妻Bが死亡したので、相続人は、上記XらとYらだけになった。
- Yらは、遺産分割審判の申立てをし、原審判は、法定相続分につき民法900条4号ただし書を適用して分割審判をした。
- Xらはそれを不服として即時抗告をしたが、抗告審も原審判を相当として抗告を棄却した。
- そこで、Xらは、原審判がXらの相続分につき民法900条4号ただし書を適用したのは憲法14条1項に違反するとして特別抗告をした。

相続事例三四

抗告人(Xら)の主張

民法900条4号ただし書は憲法14条1項に反するので、同民法の規定を適用してなされた遺産分割協議は無効である。

相手方(Yら)の主張

民法900条4号ただし書は憲法14条1項に違反するものではないから、同民法の規定を適用してなされた遺産分割協議は有効である。

決 定

〔昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形

三〇九

態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。」

「以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである。」

MEMO

やっと、憲法違反という最高裁判所の判断が出たという感慨を持たせるに足る決定です。これまで、婚姻をしていない男女の間に生まれた子である非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする民法900条4号ただし書の規定については、これを憲法違反とする立場と憲法違反ではないとする立場とがせめぎ合っていました。本決定が取り上げている最高裁平成7年7月5日決定（後掲CHECK参照）は、民法900条4号ただし書の規定が、憲法違反でないとしましたが、憲法違反であるとする反対意見を付した裁判官が5名もありました。

まず、憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により」差別されないと規定しています。そして、嫡出子と非嫡出子というのは「社会的身分」であるということは明らかです。そうすると、民法900条4号ただし書の規定は、嫡出子と非嫡出子とを社会的身分によって差別するものであり、憲法14条1項に違反するのではないかという疑問が生じるのは当然です。しかし、一方、判例は、合理的な理由に基づく差別は憲法14条1項に反しないとし、学説の多数説も合理的な理由に基づく差別は許されるとしていますから、民法900条4号ただし書が、果たして合理的な理由に基づく差別と言えるのが問題となるのです。

憲法14条1項に違反しないとした前記平成7年の最高裁判所の決定は、法律婚主義を採る我が国の婚姻制度のもとにおいては、民法900条4号ただし書は、法律婚を保護するためのものであり、法律婚の保護と嫡出子と非嫡出子の区別は合理的な関連性があるから、嫡出子と非嫡出子とを区別するのは、法律婚の保護という合理的理由に基づくものであって、憲法

14条1項に違反しないとするものでした。

本決定は、かなりの長文のものであり、前記平成7年決定が理由とした法律婚の保護という点を考慮しても、嫡出子と非嫡出子との法定相続分を区別することは、遅くとも、本件相続が開始した平成13年7月の時点においては、憲法14条1項に違反するとしたものです。

上記のような本決定の理由付けからは、民法900条4号ただし書を憲法14条1項に違反しないとした前記平成7年の最高裁の決定を否定したものとは受け取れません。平成7年決定の当時から、種々の事情が変わったことによって、平成13年7月当時には、民法900条4号ただし書の規定は憲法に反する状態にあったという訳です。さらに本決定はそのような事情の変更事由をたくさん挙げて、その一つ一つを詳細に検討しています。そして、最終的には、それらの事情を総合して判断しているものですから、要するに、嫡出子と非嫡出子との法定相続分を異ならせる民法900条4号ただし書の規定を合理的な理由があるとしていた社会的事情等が変化したことにより、合理的理由が失われたとするものです。そして、「遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していた」と結論付けました。それゆえ、前記平成7年の合憲判断が間違っていたとは言ってはいません。法律婚の保護という点について言えば、我が国においては、例えば、婚姻していない男女の間の女性が妊娠したことが明らかになるとその男女は婚姻を選択するというように、法律婚を尊重する意識は幅広く浸透してはいることを認めつつも、婚姻、家族の形態が著しく多様化し、これに伴い、婚姻、家族の在り方に対する国民の意識の多様化が大きく進んでいること、家族という共同体の中における個人の尊重意識の向上や、嫡出子と非嫡出子の区別に関する諸外国の立法例、我が国においても、法制審議会身分法小委員会がなんども嫡出子と非嫡出子の相続分を平等にした民法改正要綱試案を提出していること等を考慮すると、そもそも、子が嫡出子として出生するか非嫡出子として出生するかは子にとって自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由として子に不利益を及ぼすことは許されないという考えが確立しているといえどし、立法府の裁量権を考慮しても、民法900条4号ただし書の規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条に違反していたと判断しました。

本決定が、「立法府の裁量権を考慮しても」なお憲法違反であると判断したことは、立法府を動かすことになり、国税庁からは本決定後すぐに相続税の算定について本決定を基準とした算定方法についての通知（「相続税法における民法第900条第4号ただし書前段の取扱いについて（平成25年9月4日付最高裁判所の決定を受けた対応）」平成25年9月国税庁）が出され、その後、平成25年12月11日法律第94号により民法900条が嫡出子と非嫡出子の相続分につき言及している部分を削除する形で改正されました。

CHECK

- 憲法14条1項と合理的な理由に基づく差別
（最判昭39・5・27民集18・4・676、判時379・9）

【民法900条4号ただし書は憲法14条1項に違反しないとするもの】

(最決平7・7・5民集49・7・1789、判時1540・3)

(最判平12・1・27裁集民196・251、判時1707・121)

(最判平15・3・28裁集民209・347、判時1820・62)

(最判平16・10・14裁集民215・253、判時1884・40)

【民法900条4号ただし書は憲法14条1項に違反するとするもの】

(東京高決平5・6・23高民46・2・43、判時1465・55)

(東京高判平6・11・30東高民報45・1～12・55、判時1512・3)

(東京高判平22・3・10判夕1324・210)

(大阪高決平23・8・24判時2140・19、金融商事1382・40)